

岐阜県公報

第 四 百 四 十 四 号
令 和 五 年 十 一 月 十 四 日
(火 曜 日)

目 次

人事委員会規則

岐阜県職員の高齢者部分休業に関する条例施行規則 (人事委員会) 五一七

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 五一四

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 五一四

公 示

県営土地改良事業計画(農地中間管理機構関連事業)の決定

(農地整備課) 五二五

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(都市政策課) 五二五

正 誤

土地改良区役員の就任中訂正

(岐阜県農林事務所) 五二六

人事委員会規則

岐阜県職員の高齢者部分休業に関する条例施行規則をここに公布する。

令和五年十一月十四日

岐阜県人事委員会
委員長 栗 山 知

岐阜県人事委員会規則第二十七号

岐阜県職員の高齢者部分休業に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県職員の高齢者部分休業に関する条例(令和五年岐阜県条例第二十四号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認の申請手続)

第二条 条例第二条第一項の規定により高齢者部分休業の承認を受けようとする職員は、高齢者部分休業を始めようとする日の一月前までに、高齢者部分休業承認申請書(別記第一号様式)を任命権者(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村教育委員会とする。以下同じ。)に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、高齢者部分休業を始めようとする日の属する年度の三月三十一日までを期間として行わなければならない。ただし、任命権者が特別の事情があるとき認められる場合は、この限りでない。

3 任命権者は、第一項の規定による申請について、その内容を確認する必要があると認めるときは、当該申請を行った職員に対して証明書類の提出を求めることができる。(高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮の同意)

第三条 条例第五条の職員の同意は、高齢者部分休業の承認取消・休業時間の短縮同意書（別記第二号様式）により得るものとする。

（高齢者部分休業の休業時間の延長の申出手続）

第四条 条例第六条の休業時間の延長の申出をしようとする職員は、休業時間（条例第五条に規定する休業時間をいう。以下同じ。）の延長を始めようとする日の一月前までに、高齢者部分休業の休業時間延長申出書（別記第三号様式）を任命権者に提出しなければならない。

（高齢者部分休業の休業時間帯の変更の承認）

第五条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員から休業時間の時間帯（以下「休業時間帯」という。）の変更の申出があつた場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間帯の変更を承認することができる。

2 前項の休業時間帯の変更の申出をしようとする職員は、休業時間帯の変更を始めようとする日の一月前までに、高齢者部分休業の休業時間帯変更申出書（別記第四号様式）を任命権者に提出しなければならない。

（雑則）

第六条 この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

別記
第1号様式(第2条関係)

(表面)

高 齢 者 部 分 休 業 承 認 申 請 書

年 月 日

任命権者 様	所 属				
	職名		氏名		
次のとおり高齢者部分休業の承認を申請します。					
申請期間	年 月 日から		年 月 日まで		
休業時間	毎日	午前 時 分～ 時 分	木	午前 時 分～ 時 分	午後 時 分～ 時 分
		午後 時 分～ 時 分		午後 時 分～ 時 分	
	月	午前 時 分～ 時 分	金	午前 時 分～ 時 分	午後 時 分～ 時 分
		午後 時 分～ 時 分		午後 時 分～ 時 分	
	火	午前 時 分～ 時 分	土	午前 時 分～ 時 分	午後 時 分～ 時 分
午後 時 分～ 時 分		午後 時 分～ 時 分			
水	午前 時 分～ 時 分	日	午前 時 分～ 時 分	午後 時 分～ 時 分	
	午後 時 分～ 時 分		午後 時 分～ 時 分		
休業時間の合計 時間 分					
申請理由					
備 考					

第2号様式 (第3条関係)

高齢者部分休業の承認取消・休業時間の短縮同意書

年 月 日

任命権者 様	所 属				
	職名		氏名		
<input type="checkbox"/> 承認の取消しに同意します。 <input type="checkbox"/> 次のとおり短縮後の休業時間に同意します。					
短縮後の 休業時間	毎日	午前 時 分～ 時 分		木	午前 時 分～ 時 分
		午後 時 分～ 時 分			午後 時 分～ 時 分
	月	午前 時 分～ 時 分		金	午前 時 分～ 時 分
		午後 時 分～ 時 分			午後 時 分～ 時 分
	火	午前 時 分～ 時 分		土	午前 時 分～ 時 分
	午後 時 分～ 時 分			午後 時 分～ 時 分	
水	午前 時 分～ 時 分		日	午前 時 分～ 時 分	
	午後 時 分～ 時 分			午後 時 分～ 時 分	
休業時間の合計					時間 分
備 考					

注 該当する口にはレ印を記入すること。

第 3 号様式 (第 4 条関係)

高齢者部分休業の休業時間延長申出書

年 月 日

任命権者 様	所 属			
	職名		氏名	
次のとおり高齢者部分休業の休業時間の延長を申し出ます。				
延長期間	年 月 日から		年 月 日まで	
休業時間	毎日	午前 時 分～ 時 分	木	午前 時 分～ 時 分
		午後 時 分～ 時 分		午後 時 分～ 時 分
	月	午前 時 分～ 時 分	金	午前 時 分～ 時 分
		午後 時 分～ 時 分		午後 時 分～ 時 分
	火	午前 時 分～ 時 分	土	午前 時 分～ 時 分
午後 時 分～ 時 分		午後 時 分～ 時 分		
水	午前 時 分～ 時 分	日	午前 時 分～ 時 分	
	午後 時 分～ 時 分		午後 時 分～ 時 分	
休業時間の合計				時間 分
申出理由				
備考				

注 「休業時間の合計」は、当初承認された休業時間を超え、かつ、1 週間当たりの勤務時間の 2 分の 1 以下であること。

第4号様式（第5条関係）

高齢者部分休業の休業時間帯変更申出書

年 月 日

任命権者 様	所 属				
	職名		氏名		
次のとおり高齢者部分休業の休業時間帯の変更を申し出ます。					
変更期間	年 月 日から		年 月 日まで		
変更前の 休業時間	毎日	午前 時 分～ 時 分	木	午前 時 分～ 時 分	午後 時 分～ 時 分
		午後 時 分～ 時 分		午後 時 分～ 時 分	
	月	午前 時 分～ 時 分	金	午前 時 分～ 時 分	午後 時 分～ 時 分
		午後 時 分～ 時 分		午後 時 分～ 時 分	
	火	午前 時 分～ 時 分	土	午前 時 分～ 時 分	午後 時 分～ 時 分
午後 時 分～ 時 分	午後 時 分～ 時 分				
水	午前 時 分～ 時 分	日	午前 時 分～ 時 分	午後 時 分～ 時 分	
午後 時 分～ 時 分	午後 時 分～ 時 分				
		休業時間の合計		時間 分	
変更後の 休業時間	毎日	午前 時 分～ 時 分	木	午前 時 分～ 時 分	午後 時 分～ 時 分
		午後 時 分～ 時 分		午後 時 分～ 時 分	
	月	午前 時 分～ 時 分	金	午前 時 分～ 時 分	午後 時 分～ 時 分
		午後 時 分～ 時 分		午後 時 分～ 時 分	
	火	午前 時 分～ 時 分	土	午前 時 分～ 時 分	午後 時 分～ 時 分
午後 時 分～ 時 分	午後 時 分～ 時 分				
水	午前 時 分～ 時 分	日	午前 時 分～ 時 分	午後 時 分～ 時 分	
午後 時 分～ 時 分	午後 時 分～ 時 分				
		休業時間の合計		時間 分	
申出理由					
備考					

注 「休業時間の合計」は、変更前と変更後で同一であること。

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十一月十四日

岐阜県人事委員会

委員長 栗 山 知

岐阜県人事委員会規則第二十八号

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項の表第十四号の業務の項中「又は」を「若しくは」に改め、「身辺警衛」の下に「又は警護要則（令和四年国家公安委員会規則第十五号）第二条第一号に規定する内閣総理大臣、国賓その他の警護対象者の身辺警護」を加える。

第三十八条の八第一項中「保健師」の下に「及び精神保健福祉士」を加える。

第五十三条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 地方公務員法第二十六条の三第一項の規定による高齢者部分休業（以下「高齢者部分休業」という。）の承認を受けて勤務しなかつた期間については、その二分の一の期間

第五十七条の三第二項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間については、その全期間

附 則

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第三十六条第一項の表第十四号の業務の項及び第三十八条の八第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の第三十六条第一項の表第十四号の業務の項の規定は令和五年四月一日から改正後の第三十八条の八第一項の規定は同年十月一日から適用する。

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十一月十四日

岐阜県人事委員会

委員長 栗 山 知

岐阜県人事委員会規則第二十九号

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員退職手当条例施行規則（昭和三十八年岐阜県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の九を第二条の十とし、第二条の八第一項中「第二条の六第一項」を「第二条の七第一項」に改め、同条を第二条の九とし、第二条の七を第二条の八とし、第二条の六第一項中「前条」を「第二条の五」に改め、同条第四項第一号中「前条第一号」を「第二条の五第一号」に改め、同項第二号中「平成三年法律第八号」を「平成三年法律第九号」に、「前条第二号」を「第二条の五第二号」に改め、同項第三号中「前条第三号」を「第二条の五第三号」に改め、同条を第二条の七とし、第二条の五の次に次の一条を加える。

（基礎在職期間における高齢者部分休業期間の取扱い）

第二条の六 退職した者の基礎在職期間に岐阜県職員の高齢者部分休業に関する条例（令和五年岐阜県条例第二十四号）第四条に規定する勤務しなかつた期間（以下「高齢者部分休業期間」という。）が含まれる場合における条例第六条の四第一項の規定の適用については、その者が属していた職員の区分が同一の高齢者部分休業期間のある月がある高齢者部分休業期間のある月にあつては職員の区分が同一の高齢者部分休業期間のある月ごとにそれぞれその最初の高齢者部分休業期間のある月から順次に数えてその月数の二分の一に相当する数（当該相当する数に未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある高齢者部分休業期間のある月を、その者が属していた職員の区分が同一の高齢者部分休業期間のある月がない高齢者部分休業期間のある月にあつては当該高齢者部分休業期間のある月を基礎在職期間の各月から除くものとする。

別表中「第二条の七」を「第二条の八」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

公 示

県営土地改良事業計画（農地中間管理機構関連事業）の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の地区に係る農地中間管理機構が賃借権等取得した農用地を対象とする県営土地改良事業計画を定めたので、同条第七項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和五年十一月十四日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
平尾地区	垂井町役場	令和五・一一・一一から 同五・一一・一三まで

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和五年十一月十四日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 調査を行った者の名称
高山市
- 二 調査を行った地域
高山市丹生川町折敷地の一部（折敷地Ⅻ）
- 三 調査を行った期間
令和三年六月から令和五年二月まで
- 四 地図及び簿冊の名称
高山市（丹生川町折敷地の一部）の地籍図
高山市（丹生川町折敷地の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和五年十月二十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和五年十一月十四日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 調査を行った者の名称
美濃市
 - 二 調査を行った地域
美濃市上河和の一部（上河和第3）
 - 三 調査を行った期間
令和二年八月から令和五年二月まで
 - 四 地図及び簿冊の名称
美濃市（上河和の一部）の地籍図
美濃市（上河和の一部）の地籍簿
 - 五 認証年月日
令和五年十月二十四日
- 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証
- 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。
- 令和五年十一月十四日
- 岐阜県知事 古田 肇
- 一 調査を行った者の名称
加茂郡白川町

二 調査を行った地域

加茂郡白川町大字河岐の一部及び大字三川の一部（河岐）

三 調査を行った期間

平成三十一年四月から令和五年一月まで

四 地図及び簿冊の名称

加茂郡白川町（大字河岐の一部及び大字三川の一部）の地籍図

加茂郡白川町（大字河岐の一部及び大字三川の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和五年十月二十四日

正 誤

（原稿誤り）

令和五年九月十二日第四百二十七号 土地改良区役員の就任四〇八頁下段前から十行
目中「監事」は、「理事」の誤り。

令和五年十一月十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社